

# 船員保険の加入者、船舶所有者の皆さまへ

東日本大震災で被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

このたびの東日本大震災を受け、船員保険では、次のような対応を行っております。詳しくは、全国健康保険協会船員保険部にお問い合わせください。

お問い合わせは、「船員保険被災者専用フリーコール」へ



**0120-953-596 (通話料無料)**

期 間 : 平成23年4月25日～平成23年9月30日

受付時間 : 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時45分まで

※ 被災を受けた加入者の方、船舶所有者の方専用となっていますので、一般的なご相談は  
**0570-300-800**又は**03-6862-3060**にお願いいたします。

## 1. 保険証がなくても病院で診てもらえます。

医療機関等を受診される場合につきましては、医療機関等の窓口で「氏名」「生年月日」「船舶所有者名」を申し出て頂ければ、保険証を提示しなくても受診いただけます。

## 2. 保険証をなくされた場合は再交付します。

### ◆船舶所有者に使用されている方の再交付

船舶所有者に使用されている方は、通常、船舶所有者を経由し保険証の再交付を申請いただきますが、この度の地震による災害で、船舶所有者を経由し申請することが困難な場合には、ご本人様から直接申請※してください。ご本人様へ交付いたします。この場合、「船員保険被保険者証再交付申請書」の船舶所有者印は必要ありません。

なお、ご自宅以外への郵送をご希望される場合には、送付先を申請書の余白部分に明記してください。

※ 被保険者の方が不在の場合は、ご家族が代わりにご記入ください。

### ◆疾病任意継続被保険者に加入されている方の再交付

ご本人様から直接申請していただき、ご本人様に交付いたします。

## 3. 受診時に一部負担金を支払う必要はありません。

### (1)対象となる方

対象となる方は、次のイ及びロのいずれにも該当する方です。

イ 別表の地域にお住まいの方(地震の発生以降、別表の地域から他の市町村に移転した方を含みます。)

ロ イの地域にお住まいの方で東日本大震災により、次のいずれかの申し立てをされた方。

- ① 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした状態の方
- ② 主たる生計維持者が亡くなられた又は重篤な傷病を負った状態の方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 原子力発電所の事故による政府の避難指示・屋内退避指示の対象の方
- ⑤ 原子力発電所の事故による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の対象の方

(別表)

| 都道府県 | 市町村   |
|------|---|
| 青森県  | 八戸市、上北郡おいらせ町  |
| 岩手県  | 全34市町村  |
| 宮城県  | 全35市町村  |
| 福島県  | 全59市町村  |
| 茨城県  | 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町 |
| 栃木県  | 宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町   |
| 千葉県  | 千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市、旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町  |
| 新潟県  | 十日町市、上越市、中魚沼郡津南町  |
| 長野県  | 下水内郡栄村  |



全国健康保険協会 船員保険部

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

(2)当面、5月末日までに医療機関等で受診された場合については、受診時に医療機関等の窓口で一部負担金等\*をお支払い頂く必要はありません。

ただし、(1)の対象となる方のうち、口③の場合は5月までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に限られます。

※対象となる一部負担金

一部負担金、食事療養費標準負担額、生活療養費標準負担額、保険外併用療養費に係る自己負担額、訪問看護療養費にかかる自己負担額、家族療養費に係る自己負担額、家族訪問看護療養費に係る自己負担額

## 4. 疾病任意継続被保険者の保険料のお支払期限を延長します。

今回の震災の影響を受けられた方につきましては、保険料のお支払期限を一定期間延長させていただきます。

### ◆対象地域

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県にお住まいの方\*

### ◆お支払期限の延長

当面、平成23年5月末日まで延長いたします\*。

※ 対象地域及びお支払期限の延長期間につきましては、今後、被災の状況等を踏まえて見直すこととしています。

### ◆延長の申し出

お支払期限の延長を希望される場合は、全国健康保険協会船員保険部へ電話連絡をしていただくか、「船員保険疾病任意継続被保険者資格取得申出・保険料納付遅延理由申出書」をご提出ください。

※お支払期限の延長後、船員保険部よりご本人様へ連絡する場合があります。申出書に記載される住所以外に連絡先がございましたら、申出書裏面にその連絡先(住所・電話番号)をご記入いただきますようお願いいたします。

## 5. 船員保険傷病手当金の申請について

地震発生前から船員保険傷病手当金を受給されている方が引き続き申請するとき、船舶所有者や療養担当者(医療機関)の証明が困難な場合は、当面、平成 23 年 5 月末日までの間は証明がなくても申請いただけます。

※ 初回の申請の場合は、全国健康保険協会船員保険部にご相談ください。

### ◆船舶所有者証明

船舶所有者が被災され証明が受けられない場合には、船舶所有者の証明がなくても申請することができます。

### ◆療養担当者の証明

被災された方が療養の給付を受けていた医療機関等が倒壊した等の理由から、療養担当者の意見が受けられない場合には、療養担当者の意見の記載がなくても申請することができます。

なお、ご申請の際には、証明等が受けられない旨の申し立て書を添付していただくか、証明書欄等にその旨をご記入ください。

## 6. 社会保険料の納期限の延長について

日本年金機構におきまして、青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県の地域にある船舶所有者の社会保険料(厚生年金保険及び船員保険の保険料及び子どもの手当に係る拠出金)の納期限(平成 23 年 3 月 11 日以降に納期限が到来するもの)が延長されることになりました。

※詳しくは日本年金機構年金事務所にお問い合わせください(<http://www.nenkin.go.jp/>)。

※対象地域につきましては、今後、被災の状況等を踏まえ見直していくこととされています。

### お問い合わせ先

「船員保険被災者専用フリーコール」 **0120-953-596**



**全国健康保険協会 船員保険部**

〒102-8016 東京都千代田区富士見 2-7-2 ステージビルディング 14 階  
TEL. 0570-300-800, 03-6862-3060 (IP 電話・PHS ご利用の方)